

Marlin利用者連絡会 2015年度総会 資料

2015年10月5日

Marlin利用者連絡会 事務局

AGENDA

- 定数確認
- 議案審議
 - － 第一号議案 : 2015年度活動報告
 - － 第二号議案 : 2016年度活動方針
 - － 第三号議案 : 運営委員の承認
- 投票方法
- 報告事項
 - － 入会・退会情報
 - － NTTぷらら様への仕様等のご提供

定数確認

本総会は電磁的方法による開催のため、規約第20条第1項に基づき、会長からの開催通知を以て有効に成立しています。

【抜粋】

第20条（電磁的方法による総会の成立要件、手続等）

電子メール、その他の電磁的方法のうち運営委員会が指定するもの（以下「電磁的方法」という）により行う総会（以下「電磁的方法による総会」という）は、会長が全ての会員に対して、次項に規定の電磁的方法による通知を送付することで有効に成立するものとする。

議案審議

【第一号議案】 2015年度活動報告

2015年度は以下の活動を行いました。

- HTML5 EME(Encrypted Media Extension) の対応完
 - Marlin利用者連絡会Webページ、メンバーズエリアにて、10月中旬頃詳細をご案内します。
(<http://www.marlinusers-japan.org/>)
- 入退会対応
 - 入会3社、退会4社 計79社(2015年8月末現在)
- 監査報告
 - 本会としての収入支出や、成果物の処分などなく、よって特に監査報告する事項はございません。

【第二号議案】 2016年度活動方針

2015年度に引き続き、維持メンテナンスを主とした活動を継続しつつ、必要に応じて仕様アップデートを適宜実施していきます。

- 仕様は、維持メンテナンスを継続していきます。
- 必要に応じて、WG活動を行います。
- 入退会など本会の維持運営に必要な手続きを行います。
 - 入会希望者への諸手続きを継続して行います。
 - 退会される会員様への対応も行います。
- 恒久的組織体への機能移管などの議論に着手します。
 - 将来的に仕様が完全に安定した時点での維持管理方法について検討します。

【第三号議案】 運営委員の承認

規約第22条に基づき、任期が2年である運営委員の改選手続きを行った結果、下記委員様を次期運営委員として指名させていただきます。尚、指名された各委員様には次期運営委員の就任を快諾頂いております。(順不同)

- 株式会社アクビラ様
- 株式会社日立製作所様
- KDDI株式会社様
- 日本電信電話株式会社様
- シャープ株式会社様
- ソニー株式会社様
- 東芝ライフスタイル株式会社様
- パナソニック株式会社様

【投票方法】

- 投票内容
 - － 各議案に対し、賛成(承認)、反対(不承認)、保留のいずれかでご投票下さい。
- 投票方法
 - － **2015年10月16日(金曜日)18時**までに、事務局まで電子メールにてご投票下さい。
(marlin-info@marlinusers-japan.org) (早めの投票をお願いいたします。)
 - － 記名(会社名)での投票となります。

【サンプル】

タイトル： 2015年度総会議案への投票(会社名)
本文： 第一号議案：賛成／反対／保留
： 第二号議案：賛成／反対／保留
： 第三号議案：賛成／反対／保留

- 投票の確認
 - － 投票〆切後に、事務局にて集計結果を報告させていただきます。
 - － 投票意図と異なる集計がなされていた場合には、結果報告後1週間以内に事務局までご指摘下さい。
- 投票結果の報告
 - － 集計結果報告後、確認のための1週間を待って投票結果を確定します。
 - － 確定した結果は会員各位にご報告いたします。

【報告事項】 入会・退会情報

- 新規入会(2014年8月末日以降、敬称略)
 - Zinwell Corporation (台湾)
 - 株式会社トランザス
 - KAONMEDIA Co., Ltd. (大韓民国)
- 退会(敬称略)
 - モトローラ株式会社
 - Wipro Limited.
 - 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ
 - NECパーソナルコンピュータ株式会社

2015年8月末現在：79社

【報告事項】 NTTぷらら様への仕様等のご提供

- 2013年5月2日に設立された、一般社団法人 次世代放送推進フォーラム(略称NEXTV-Forum)におかれては、総務省「放送サービスの高度化に関する検討会 検討結果 取りまとめ」を受けて、2014年2月13日、次世代スマートテレビへのリモート視聴機能の実装の方向付けを打ち出された。
- 一般社団法人 電波産業会(略称ARIB)では、これを受けて、2014年3月18日、2種類の運用規定の改訂版をリリースされた。(リモート視聴機能追加版を参照)
 - ✓ 地上デジタルテレビジョン放送運用規定(TR-B14) 5. 5版 (sCR記載は3.4版 最新版は5. 9版)
 - ✓ BS/広帯域CSデジタル放送運用規定(TR-B15) 6. 4版 (sCR記載は4.6版 最新版は6. 7版)
- 更に、一般社団法人 IPTVフォーラムでは、これらに関連するドキュメントの改訂版を2015年3月13日リリースされた。
 - ✓ 『IPTVFJ STD-0005 地上デジタルテレビジョン放送IP再送信運用規定1.3版』
 - ✓ 『IPTVFJ STD-0009 BSデジタル放送IP再送信運用規定1.2版』
- Marlinにおいては、これらの仕様追加変更について既に対応しており、株式会社NTTぷらら様でご利用頂いている下記ドキュメントについて、参照ドキュメントの改変に伴うバージョンアップのみ行ない再提供した。

()内は旧バージョン

 - ✓ 地上デジタルテレビジョン放送IP再送信 Marlin IPTV-ES Specific Compliance Rules v1.5(←v1.3)
 - ✓ 地上デジタルテレビジョン放送IP再送信 Marlin IPTV-ES 運用仕様 v1.5 (←v1.3)
 - ✓ BSデジタルテレビジョン放送IP再送信 Marlin IPTV-ES Specific Compliance Rules v1.3 (←v1.1)
 - ✓ BSデジタルテレビジョン放送IP再送信 Marlin IPTV-ES 運用仕様 v1.3 (←v1.1)

今後とも、当会をよろしくお願いいたします。